

## 「付言」内容の事実確認

処分通知書の「付言」中、①監事が自ら会計処理の手続きに関与している。  
②業務執行に関する重要事項が運営本部（PM/WG）を中心に事実上決定されている。  
について、（財）日本バドミントン協会が改めて通報者に再確認したが、彼らの回答が不明確であった事。①②は事実無根である事。等から、付言中の文言表現に不適切部分があった事、及び倫理・コンプライアンス委員会は通報者意見にのみ偏ることなく、全日本学連の情報を正確に把握すべきであった事として（財）日本バドミントン協会から連絡を得ました。尚、その際に「監事人事」についても意図的な規約違反ではなく「規約；人数誤記載（人数訂正を失念）」であったことを申し添えました。

2024.2.7.

全日本学生バドミントン連盟  
会員各位

全日本学生バドミントン連盟  
会長 北見正伸

(公財) 日本バドミントン協会倫理・コンプライアンス委員会処分通知について

日頃より全日本学生バドミントン連盟（以下「全日本学連」）の活動にご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、去る 2023.2.19.（日）に開催されました代議員総会において、議題3その他に関連して「全日本学連監事人事」について「次期会長に一任する」と決議されましたが、この件に関して（公財）日本バドミントン協会倫理・コンプライアンス委員会（以下「委員会」）から継続審議（2023.12.13.時点）を経て、処分対象者である全日本学連に対して「注意」処分通知書（別紙添付）が届きました（2024.2.2.付）。

私を含めまして全日本学連として法的解釈及び運用に理解不足があった事を会員各位に対して、特に監事審議の対象となられた方に対して、ご迷惑をお掛けしました事を全日本学連を代表して会長として深くお詫び申し上げます。

今後の対応について：

- (1) 監事人事に関する当該決議は無効：  
⇒監事人事に関して、規約改正（監事人数）を含めた選任について代議員総会において再審議します。
- (2) 総会議事録署名人の署名・捺印：  
⇒上記（1）に関する結論が出るまで当該署名・捺印を保留していましたが、委員会の結論を得ましたので、再審議の決議を含めた議事録に署名・捺印します。
- (3) ガバナンス体制の見直し及び学連運営の改善：  
⇒会長就任以来の1年間、全日本学連及び各地区学連の活動において、規約改正を含むガバナンス体制の見直しや学連運営の改善等について諸所に必要性を感じておりましたので、委員会の指摘を踏まえて早期に対応を開始します。
- (4) ガバナンス体制の再構築：  
⇒（公財）日本バドミントン協会（以下「日本協会」）の村井会長と（3）に関して話し合いをした結果、日本協会からの指導並びに助言及び支援を戴きながら、全日本学連においても法律専門家（弁護士）が参加するWGを編成し、日本協会に伴走をお願いしながら再構築体制を整備します。

以上、日本協会委員会からの処分内容とそれに対するお詫びとともに今後の対応方針をお知らせしました。

今後も会員皆様のご意見を拝聴しながら、学連の主役である「学生」が主体的に活動できる環境及び「大人」が学生と協働しながら責任を持って支援できる環境の構築に向けて努力してまいりますのでご協力の程宜しくお願いいたします。

2024 年 2 月 2 日

全日本学生バドミントン連盟 御中

公益財団法人日本バドミントン協会  
倫理・コンプライアンス委員会  
委員長 高山 崇彦



## 処分通知書

公益財団法人日本バドミントン協会（以下「**本会**」という。）倫理・コンプライアンス委員会（以下「**当委員会**」といいます。）は、関係資料の精査、関係者からの聴取等を踏まえて審議した結果、以下のとおり処分を決定しましたので、通知します。

### 1. 処分対象者

全日本学生バドミントン連盟（以下「**処分対象者**」という。）

登録上の所在地：神奈川県横浜市青葉区鴨志田町 1221-1

### 2. 処分内容

処分対象者を「注意」処分とする。

処分対象者は、本通知書を受領した日から 1 か月以内に、後記 4 の各違反事実が発生した原因及びその再発防止に向けた取り組みを記載した書面を本会に提出する。

### 3. 根拠規定

本会倫理規程第 2 条第 6 号、第 3 条、第 5 条第 5 号

### 4. 違反事実及び処分の理由

#### (1) 2023 年 4 月 1 日時点において監事が 4 名選任されていること

処分対象者の内規である全日本学生バドミントン連盟規約（以下「学連規約」という。）第 11 条第 7 号は監事の定数を 3 名と規定しているにもかかわらず、処分対象者は、2023 年 4 月 1 日時点において 4 名の監事を選任していた。これは同規定に違反し、本会倫理規程第 3 条に定める「関係規定等」の遵守義務に違反する。

#### (2) 松浦監事の選任について代議員総会の決定を得ていないこと

学連規約第 25 条第 3 号は役員の選出は代議員総会において審議し決定すると規定しているにもかかわらず、処分対象者は、松浦監事の選任について代議員総会で決定していない。これは、同規定に違反し、本会倫理規程第 3 条に定める「関係規定等」の遵守義務に違反する。

この点について、処分対象者の会長である北見正伸氏（以下「北見氏」という。）は、2023年2月19日開催の代議員総会（以下「2月総会」という。）にて「監事の決定権限を含めて会長に一任(移譲)された」ので問題ないと主張する。

しかしながら、スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>（以下「ガバナンスコード（一般）」という。）においては、加盟団体であっても、適切な団体運営及び事業運営を確保するため、役員を選任を透明性の高い適正な手続で行うことが求められている（ガバナンスコード（一般）原則1）。このような観点から学連規約においては、処分対象者の構成員を代表する代議員により構成される代議員総会において、役員を選任について審議し、決定することとされている。それにもかかわらず、このような代議員総会による役員を選任権限を会長に一任することは、学連規約第25条第3号の趣旨に照らし許されないといわざるを得ない。特に、監事は、処分対象者の業務及び財務を監査することをその職責としており（学連規約第18条）、会長による業務執行の妥当性及び適法性を監査することが求められているにもかかわらず、監査を受ける立場にある会長が監事を独断で選任することができることを許しては監事による監査の独立性・実効性を確保することができない。

さらに、処分対象者は、各地区学生バドミントン連盟（以下「各地区学連」という。）の全加盟校によって組織される団体であり、各地区学連の上位団体であることや、組織の人的・財政的規模や業務内容等にかんがみれば、高いレベルのガバナンスを確保することが求められているといえ、代議員総会の権限の会長への委譲することを許容すれば、その下位団体である各地区学連においても同種の問題を招きかねない。

以上の点において、2月総会において監事を選任を北見氏に一任をする決議を行うことは、学連規約第25条第3号の解釈として許されないものであることは明らかである。

したがって、仮に2月総会において北見氏が主張するような決議がされていたとしても、当該決議は無効であるというべきであり、北見氏の主張は認められない。

### (3) 2月総会の議事録に議長及び出席者の代表1名が署名・捺印していないこと

学連規約第30条は代議員総会の議事録には議長及び出席者の代表1名が署名・捺印すると規定しているにもかかわらず、処分対象者の2月総会の議事録には議長及び出席者の代表1名の署名・捺印がされていない。これは、同規定に違反し、本会倫理規程第3条に定める「関係規定等」の遵守義務に違反する。

## 5. 処分に付随した告知事項（不服申立て）

本処分決定に不服がある場合は、処分対象者は、本通知書を受領した日から6か月以内に、公益財団法人スポーツ仲裁機構に対して不服申立てを行うことができる。

## 7. 本件に関する問合せ先

〒160-0013

東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 Japan Sport Olympic Square 7F

公益財団法人日本バドミントン協会

倫理・コンプライアンス委員会事務局 大野 橋本 電話 03-6434-5141

## 8. 付言

処分対象者に対する処分は上記のとおりであるが、当委員会は、本件の調査を通じ、処分対象者には重大なガバナンスに関する問題があり、単に懲戒処分を課すのみでは、この問題を解決することは困難であると認識するに至った。そこで、当委員会は、処分対象者及び本会に対し、以下のとおり、付言する。

### (1) 処分対象者に求めること

処分対象者は、各地区学連の上位団体であり、その組織の人的・財政的規模や業務内容等にかんがみ、高いレベルのガバナンスを確保することが求められていることを認識すべきである。その上で、処分対象者がガバナンス体制の再構築を検討するに当たっては、ガバナンスコード（一般）の内容をよく理解し、スポーツ庁が公表している「セルフチェックシート」を用いるなどし、団体等の規約等を遵守することの重要性の再認識、適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制の整備、会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制の整備等の抜本的な運営体制の見直しに取り組むことが求められる。具体的な改善事項としては、以下のものが考えられるが、処分対象者においては、さらなる改善事項の抜本的な洗い出しをする必要があると思料する。

## ア 学連規約の改正を含むガバナンス体制の抜本的見直しの必要性

### (ア) 常任委員会の活性化

学連規約には、常任委員会を処分対象者の機関として設置すること（学連規約第 24 条）、常務を掌握して事業運営の任に当たること（学連規約第 29 条）等は定められているものの、その開催手続・開催頻度、具体的な決定事項及び報告事項等についての明確な規定がないため、常任委員会は年 2 回しか開催されておらず、業務執行に関する重要事項はパイロットメンバーや学連規約上の根拠のないワーキンググループ等を中心に事実上決定されていることなどから、常任委員会の機能が空洞化し、役員業務執行を監督するという機能を果たしていないことがうかがわれる。そこで、常任委員会の本来の役割を果たすべく、その活性化を図るべく、学連規約の改正や運営の見直しなどをすべきである。

### (イ) 代議員総会の構成員、議決権者の適正化等

処分対象者の構成員は、各地区学連の加盟校とされており、各地区学連における加盟人数に応じて代議員の選出人数が割り当てられ、各地区学連の総会において代議員を選任することとされている（学連規約第 20 条）。このような学連規約の規定を前提とすれば、本来、代議員総会は、業務執行を行う常任委員会とは別に、各地区学連を通じて全加盟校の代表者から組織される最高意思決定機関として、処分対象者の組織・運営に関わる重要事項を決定し、承認することが求められているはずである。

しかし、代議員総会は、代議員のほか、常任委員会を構成し、業務執行を担っている会長、副会長、パイロットメンバー、委員長、常任委員らによって構成され（学連規約第 25 条）、その議決は、出席者の 3 分の 2 以上によって成立するとされている（学連規約第 27 条）。そのため、本来であれば、代議員総会は、最高意思決定機関として、会長を筆頭とする執行部の業務執行を監督する立場にあるにかかわらず、会長らの業務執行の担当者にも議決権が付与されているため、この役割を適正に果たすことができない

仕組みとなっている。しがたって、この点に関する学連規約の改正は必須であると考えられる。

また、代議員総会の招集手続等に関する規定が整備されておらず、当日に議題や資料が配付されているため、代議員は、各地区学連において加盟校の意向を確認する機会を設けることもできないまま、代議員総会に臨まざるをえない状況であることなどから、代議員総会が全加盟校の意向を反映した最高意思決定機関にふさわしい運営がされているとはいいがたい状況にあることがうかがわれるため、運営に関する改善も必要である。

#### (ウ) 会計処理に対する監査機能の適正化

会計処理については、資金の管理等に関する内部規程等が整備されておらず、また、監事が自ら会計処理の手続に関与しており、会計処理の監査も実質的に行われているとはいいがたいことがうかがわれる。そこで、公正かつ適正な会計処理が行われるべく、会計処理に対する監査機能を適正化すべきである。

### イ ガバナンス体制の再構築を早期に実現するための体制整備等

- (ア) 処分対象者においては、業務執行者を適切に監督することができるガバナンス体制を再構築するため、プロジェクトチームを早期に発足させることを検討されたい。当該プロジェクトチームの構成員、マイルストーンを含めたスケジュール作成やその運営方法等については、本会とも十分に協議をした上で決定されたい。
- (イ) 処分対象者は、本会に対して、当該プロジェクトチームにおける抜本的な運営体制の見直しに向けた検討の進捗状況を書面をもって毎月定期的に報告されたい。
- (ウ) 本会が当該プロジェクトチーム、常任委員会その他の会議体のオブザーブを希望する場合には、速やかに会議体の日時、場所及び議題等を本会に通知するとともに、オブザーブの手配を行うようにされたい。

#### (2) 本会に求めること

本会は、中央競技団体として、加盟団体である処分対象者に対して、組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び指導を行うことが求められていること（スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉原則第 13）を踏まえ、処分対象者におけるガバナンス体制の再構築に向けた上記の取組みについて、指導、助言及び支援を行い、処分対象者が各地区学連の上位団体として高いレベルのガバナンス体制を再構築できるよう積極的に関与すべきである。

具体的には、処分対象者のガバナンス体制の再構築に関する責任者を置くなど、処分対象者と密接に連絡を取りながら、処分対象者に対して指導、助言及び支援できる体制を整備することなどが考えられる。

以上